

## ○建設コンサルタント等に係る公募型プロポーザル方式の実施について

平成6年9月30日 港管第2217号

最終改正 令和4年3月30日 国港総第747号、国港技第110号

港湾局長から特定部局長あて

標記について、「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画」の実施について（平成6年6月1日付け官会第1299号の5）が通達されたことに伴い、地方整備局（港湾空港関係に限る。以下同じ）の所掌する土木建築に関する工事の設計又は調査等の業務を建設コンサルタント等に発注する場合にプロポーザル（技術提案書）の提出を求め、提出者の選定にあたり、建設コンサルタント等の手続参加意欲を反映するとともに、技術的適性をよりの確に把握するため、技術提案書の提出を希望する者から参加表明書の提出を求める公募型プロポーザル方式に係る具体的取扱いを下記のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、本手続終了後に行われる契約手続は、従来どおり会計法令等に基づいて行うものであること及び本手続を採用することができるのは会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に限られることに留意されたい。

### 記

#### 1 対象業務

本手続の対象業務は、「建設コンサルタント等に係るプロポーザル方式の実施について（平成6年9月30日港管第2215号。以下「プロポーザル方式実施通達」という。）記1各号に掲げる業務のうち、1件につき見積価額が基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記2に定める額をいう。）以上のものとする。

#### 2 参加表明書の提出

(1) 地方整備局長、副局長若しくは次長（以下「局長等」という。）は、技術提案書の提出者を選定するため契約業者取扱要領（昭和55年12月1日付け港管第3722号）に基づく一般競争参加資格又は指名競争参加資格の決定を受けている者を対象として、本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出を求めるものとする。

(2) 参加表明書の提出期間は、原則として5（1）の説明書の配付を開始した日の翌日から起算して10日とするものとする。

#### 3 参加表明書の内容

参加表明書には、当該業務の特性等に応じて局長等が次に掲げる事項の中から選択した

ものを記載させるものとする。

- (1) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況
- (2) 保有する技術職員の状況
- (3) 同種又は類似の業務の実績
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) その他局長等が必要と認める事項

#### 4 手続開始の公示

- (1) 局長等は、参加表明書の提出を求める場合には、次に掲げる事項を当該地方整備局の本局において掲示するとともに、官報に掲載することにより公示するものとする。
  - ① 業務名、業務内容及び履行期限
  - ② 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限
  - ③ 技術提案書の提出者に要求される資格要件及び技術提案書の提出者を選定するための基準
  - ④ 技術提案書を特定するための評価基準
  - ⑤ 説明書の入手方法、入手場所及び入手できる期間
  - ⑥ 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
  - ⑦ 関連情報を入手するための照会窓口
  - ⑧ その他局長等が必要と認める事項
- (2) (1)の公示においては、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。
  - ① 業務名
  - ② 参加表明書及び技術提案書の提出期限
  - ③ 説明書を入手するための照会窓口

#### 5 説明書の配付

- (1) 4(1)の公示後速やかに、(2)に掲げる事項を記載した説明書の配布を開始することとし、技術提案書の提出期限の日の前日まで配付するものとする。
- (2) 説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - ① 業務の詳細な説明
  - ② 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
  - ③ 参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
  - ④ 技術提案書の提出者に要求される資格要件及び技術提案書の提出者を選定するための基準
  - ⑤ 技術提案書を特定するための評価基準
  - ⑥ 説明書に不明の点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
  - ⑦ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位
  - ⑧ 公示の写し、契約書案、仕様書案
  - ⑨ 支払条件

⑩ その他局長等が必要と認める事項

(3) (2) に掲げるもののほか、説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- ① 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないこと
- ② 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とすること
- ③ 提出された参加表明書は、返却しないこと
- ④ 提出された参加表明書及び技術提案書は、提出者に無断で使用しないこと
- ⑤ 参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、変更することができないこと
- ⑥ 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して港湾建設局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を行うことがあること

6 技術提案書の提出者の選定

(1) 局長等は、4 (1) の公示及び5 (1) の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格要件及び技術提案書の提出者を選定するための基準に基づき、参加表明書を提出した者の審査を行い、参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を3から5社程度選定し、技術提案書の提出者として選定した旨の通知を行うとともに、技術提案書の提出要請書を送付するものとする。

(2) (1) の通知から技術提案書の提出までの期間は、原則として、40日間以上とするものとする。

(3) 局長等は、技術提案書の提出者に要求される資格要件及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定並びに参加表明書を提出した者の審査にあたっては、プロポーサル方式実施通達記6の建設コンサルタント等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を活用するものとする。

(4) 技術提案書の提出者に要求される資格要件及び技術提案書の提出者を選定するための基準は、3に掲げる事項について定めるものとする。

7 非選定理由の説明

(1) 局長等は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について技術提案書の提出者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知するものとする。

(2) (1) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、局長等に対して非選定理由について説明を求めることができるものとする。

(3) 局長等は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

(4) (1) から (3) までに掲げる事項については、5 (1) の説明書において明らかにするとともに、(2) に掲げる事項については、(1) の通知において明らかにするものとする。

(5) (1) の通知は、6 (1) の通知と同時に行うとともに、非選定理由については、4 (1) 公示及び5 (1) の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格要件及び技術提案書の提出者を選定するための基準の各事項のいずれの観点から選定しなかったかを明らかにするものとする。

(6) 局長等は、(3) の回答内容を選定委員会に報告するものとする。

#### 8 プロポーザル方式実施通達の準用

技術提案書の特定手続その他の本通達に定めのない事項については、プロポーザル方式実施通達によるものとする。

#### 9 苦情申立て

本通達に基づく技術提案書の提出者の選定、技術提案書の特定その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨を5(1)の説明書において明らかにするものとする。

#### 附 則

この通達は、平成8年4月1日から適用する。

#### 附 則

この通達は、平成10年4月1日から適用する。

#### 附 則

この通達は、平成12年4月1日から適用する。

#### 附 則

この通達は、平成14年4月1日から適用する。

#### 附 則

この通達は、平成16年4月1日から適用する。

#### 附 則

本通達は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成20年3月31日国港総第959号)

本通達は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成24年3月21日国港総第739号、国港技149号)

この通達による改正後の各規定は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に契約を締結する工事等に適用する。

#### 附 則 (平成26年3月28日国港総第613号、国港技129号)

この通達による改正後の各規定は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に契約を締結する工事等に適用する。

#### 附 則 (平成28年3月18日国港総第496号、国港技81号)

この通達による改正後の各規定は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に契約を締結する工事等に適用する。

附 則（平成30年3月9日国港総第492号、国港技81号）

この通達による改正後の各規定は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に契約を締結する工事等に適用する。

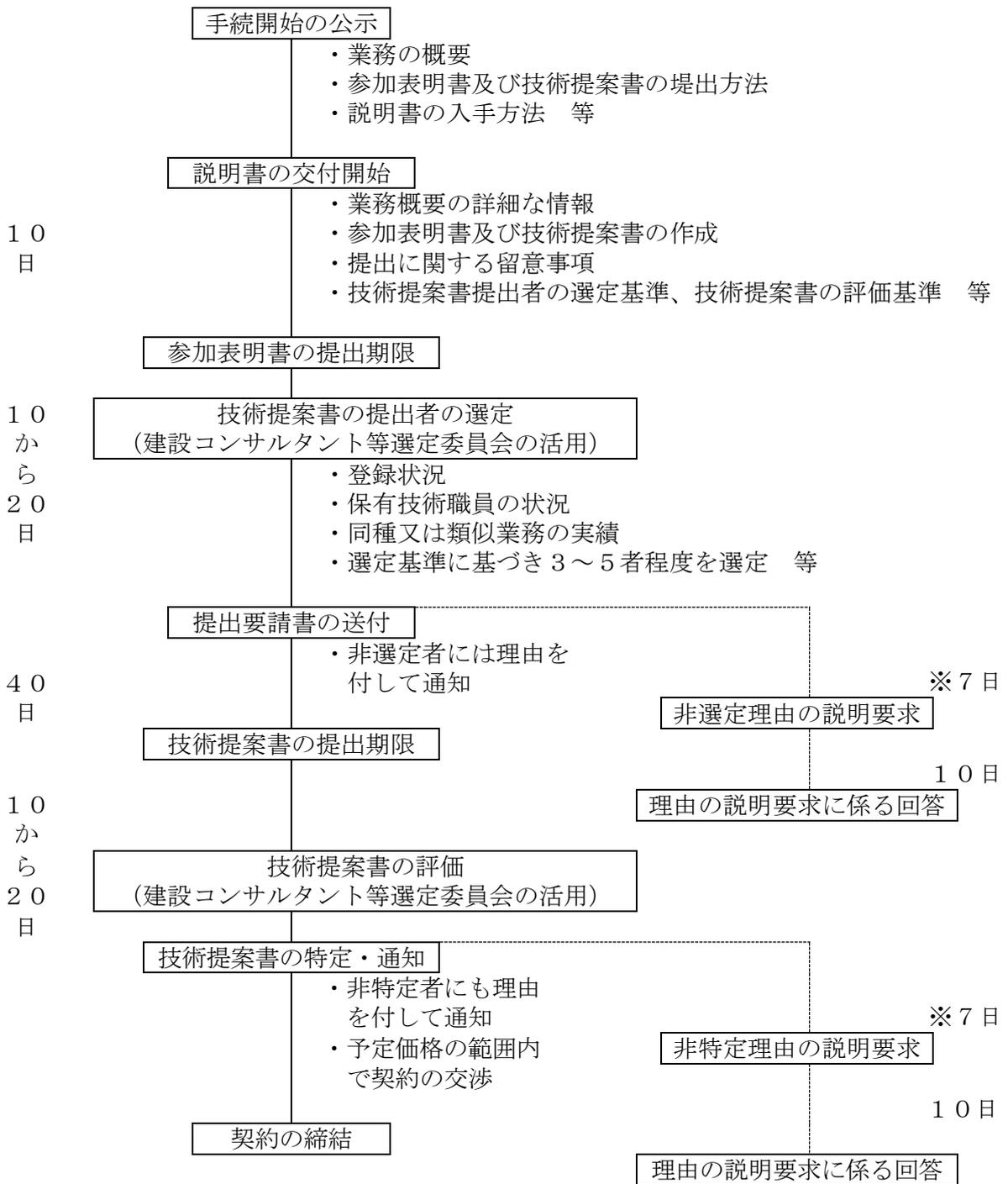
附 則（令和2年3月17日付け国港総第654号、国港技第95号）

この通達による改正後の各規定は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に契約を締結する工事等に適用する。

附 則（令和4年3月30日付け国港総第747号、国港技第110号）

この通達による改正後の各規定は、令和4年4月1日から契約を締結する工事等に適用する。

## 公募型プロポーザル方式の手続



(注) ※は、土曜、日曜、祝日等を含まない。